

議案第 2 号

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則について

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成22年3月3日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則
沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中 「博物館班
美術館班」 を 「総務班
博物館班」 に改め、同条第2項中
美術館班」

「博物館班

- (1) 博物館・美術館の博物館施設に係る資料（以下「博物館資料」という。）の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 博物館資料の利用に関すること。
- (3) 博物館施設及びその他施設の利用に関すること。
- (4) 博物館資料の調査研究に関すること。
- (5) 博物館資料の目録、図録、案内書、解説書、調査研究報告書等の作成及び頒布に関すること。
- (6) 博物館資料についての講演会、講習会、映写会、研究会等の開催に関すること。
- (7) 他の博物館等との相互協力に関すること（美術館班が分掌して処理することが適当であると認められるものを除く。）。
- (8) 教育、学術又は文化に関する施設への協力及びその活動の支援に関すること（美術館班が分掌して処理することが適当であると認められるものを除く。）。
- (9) 予算、決算その他会計事務に関すること。
- (10) 公印の管守に関すること。
- (11) 職員の服務及び福利厚生に関すること。
- (12) 博物館・美術館協議会に関すること。
- (13) 指定管理者との連絡調整に関すること。
- (14) 他班の所掌に属さない事務に関すること。

「総務班

- (1) 予算、決算その他会計事務に関すること。
- (2) 公印の管守に関すること。
- (3) 職員の服務及び福利厚生に関すること。
- (4) 博物館・美術館協議会に関すること。
- (5) 指定管理者との連絡調整に関すること。
- (6) 他班の所掌に属さない事務に関すること。

博物館班

- (1) 博物館・美術館の博物館施設に係る資料（以下「博物館資料」という。）の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 博物館資料の利用に関すること。
- (3) 博物館施設及びその他施設の利用に関すること。
- (4) 博物館資料の調査研究に関すること。
- (5) 博物館資料の目録、図録、案内書、解説書、調査研究報告書等の作成及び頒布に関すること。
- (6) 博物館資料についての講演会、講習会、映写会、研究会等の開催に関すること。
- (7) 他の博物館等との相互協力に関すること（美術館班が分掌して処理することが適当であると認められるものを除く。）。
- (8) 教育、学術又は文化に関する施設への協力及びその活動の支援に関すること（美術館班が分掌して処理することが適当であると認められるものを除く。）。

改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

規則案の概要説明

部課名 教育庁総務課

- 1 改正を必要とする規則の名称
沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年5月15日教育委員会規則第2号）
- 2 改正の経緯及び必要性
県立博物館・美術館の「博物館班」を博物館の学芸業務を担当する「博物館班」と博物館・美術館全体の予算、決算その他会計事務、指定管理者との連絡調整等の業務を担当する「総務班」に分割し、業務の円滑化を図る。
- 3 改正案の概要
 - (1) 第4条第1項に「総務班」を加える。
 - (2) 博物館班の所掌事務のうち規則第4条第2項の第9号から第14号を総務班の所掌事務とする。
 - (3) この規則は平成22年4月1日から施行する。
- 4 添付資料
 - (1) 新旧対照表
 - (2) 博物館・美術館の組織改正に係る新旧対照表

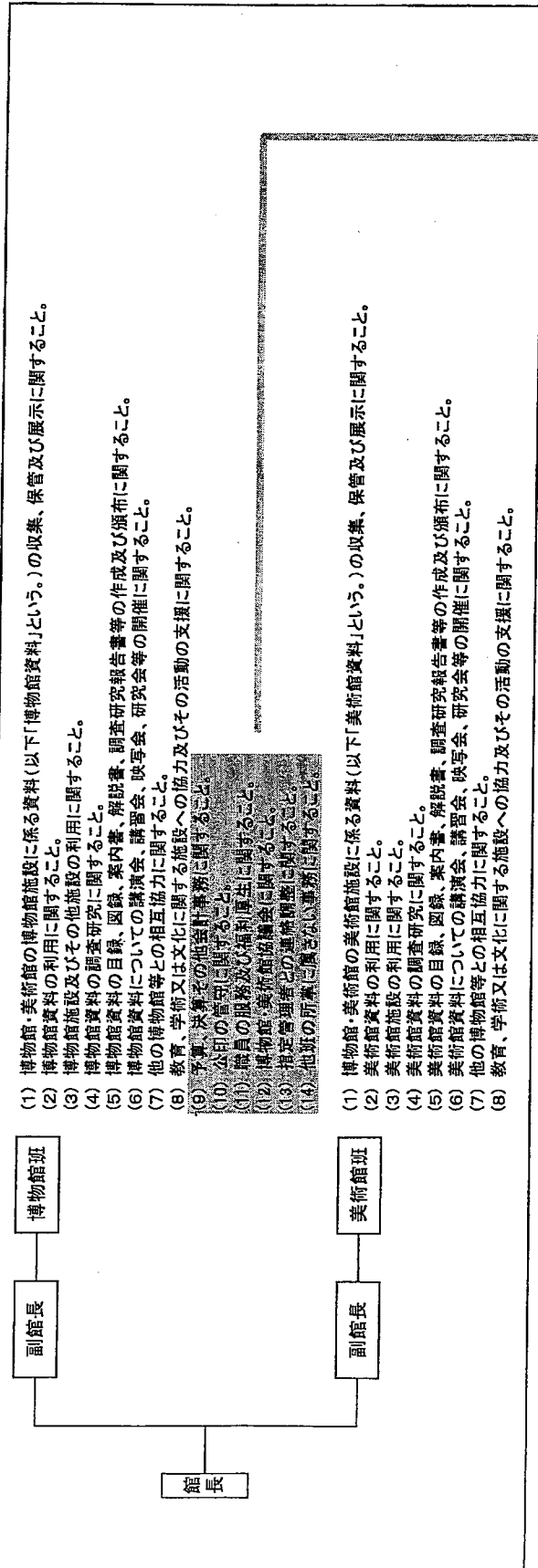
沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年教育委員会規則第2号）新旧対照表（案）

改 正 案	現 行
<p>(博物館・美術館) 第4条 沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）に、次の班を置く。 <u>総務班</u> 博物館班 美術館班 2 博物館・美術館の所掌事務は、次のとおりとする。 <u>総務班</u> (1) <u>予算、決算その他会計事務に関すること。</u> (2) <u>公印の管守に関すること。</u> (3) <u>職員の仕事及び福利厚生に関すること。</u> (4) <u>博物館・美術館協議会に関すること。</u> (5) <u>指定管理者との連絡調整に関すること。</u> (6) <u>他班の所掌に属さない事務に関すること。</u> 博物館班 (1) 博物館・美術館の博物館施設に係る資料（以下「博物館資料」という。）の収集、保管及び展示に関すること。 (2) 博物館資料の利用に関すること。 (3) 博物館施設及びその他施設の利用に関すること。 (4) 博物館資料の調査研究に関すること。 (5) 博物館資料の目録、図録、案内書、解説書、調査研究報告書等の作成及び頒布に関すること。 (6) 博物館資料についての講演会、講習会、研究会、研究会等の開催に関すること。 (7) 他の博物館等との相互協力に関すること（美術館班が分掌して処理すること）が適当であると認められるものを除く。 (8) 教育、学術又は文化に関する施設への協力及びその活動の支援に関すること（美術館班が分掌して処理すること）が適当であると認められるものを除く。 (9) 予算、決算その他会計事務に関すること。 (10) 公印の管守に関すること。 (11) 職員の仕事及び福利厚生に関すること。 (12) 博物館・美術館協議会に関すること。 (13) 指定管理者との連絡調整に関すること。 (14) 他班の所掌に属さない事務に関すること。 美術館班 (1) 博物館・美術館の美術館施設に係る資料（以下「美術館資料」とい</p>	<p>(博物館・美術館) 第4条 沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）に、次の班を置く。 博物館班 美術館班 2 博物館・美術館の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) 博物館・美術館の博物館施設に係る資料（以下「博物館資料」という。）の収集、保管及び展示に関すること。 (2) 博物館資料の利用に関すること。 (3) 博物館施設及びその他施設の利用に関すること。 (4) 博物館資料の調査研究に関すること。 (5) 博物館資料の目録、図録、案内書、解説書、調査研究報告書等の作成及び頒布に関すること。 (6) 博物館資料についての講演会、講習会、研究会、研究会等の開催に関すること。 (7) 他の博物館等との相互協力に関すること（美術館班が分掌して処理すること）が適当であると認められるものを除く。 (8) 教育、学術又は文化に関する施設への協力及びその活動の支援に関すること（美術館班が分掌して処理すること）が適当であると認められるものを除く。 (9) 予算、決算その他会計事務に関すること。 (10) 公印の管守に関すること。 (11) 職員の仕事及び福利厚生に関すること。 (12) 博物館・美術館協議会に関すること。 (13) 指定管理者との連絡調整に関すること。 (14) 他班の所掌に属さない事務に関すること。 美術館班 (1) 博物館・美術館の美術館施設に係る資料（以下「美術館資料」とい</p>

<p>う。)の収集、保管及び展示に関すること。</p> <p>(2) 美術館資料の利用に関すること。</p> <p>(3) 美術館施設の利用に関すること。</p> <p>(4) 美術館資料の調査研究に関すること。</p> <p>(5) 美術館資料の目録、図録、案内書、解説書、調査研究報告書等の作成及び頒布に関すること。</p> <p>(6) 美術館資料についての講演会、講習会、映写会、研究会等の開催に関すること。</p> <p>(7) 他の博物館等との相互協力に関すること（美術館班が分掌して処理することが適当であると認められるものに限る。）。</p> <p>(8) 教育、学術又は文化に関する施設への協力及びその活動の支援に関すること（美術館班が分掌して処理することが適当であると認められるものに限る。）。</p>	<p>う。)の収集、保管及び展示に関すること。</p> <p>(2) 美術館資料の利用に関すること。</p> <p>(3) 美術館施設の利用に関すること。</p> <p>(4) 美術館資料の調査研究に関すること。</p> <p>(5) 美術館資料の目録、図録、案内書、解説書、調査研究報告書等の作成及び頒布に関すること。</p> <p>(6) 美術館資料についての講演会、講習会、映写会、研究会等の開催に関すること。</p> <p>(7) 他の博物館等との相互協力に関すること（美術館班が分掌して処理することが適当であると認められるものに限る。）。</p> <p>(8) 教育、学術又は文化に関する施設への協力及びその活動の支援に関すること（美術館班が分掌して処理することが適当であると認められるものに限る。）。</p>
--	--

博物館・美術館の組織改正に係る新旧対照表

平成21年度



平成22年度

